

前橋家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時 平成18年6月29日(木)午後1時30分～3時30分

2 開催場所 前橋家庭裁判所中会議室

3 出席者(五十音順)

(委員)

青木公夫委員, 関根正喜委員, 田崎美津江委員, 中村喜美郎委員, 樋口隆明委員, 福岡右武委員, 松本茂基委員, 安澤礼子委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員(以上10人)

(説明者)

長谷川啓之家裁調査官

(事務担当者)

栗田昭彦事務局長, 吉武雅人首席家裁調査官, 伊東静司首席書記官, 井上幸雄事務局次長, 助川政浩総務課長, 齋藤辰男総務課課長補佐

4 意見交換

テーマ「成年後見制度と家庭裁判所の役割について」に関し, 意見交換をした。

- 裁判所は成年後見の申立ての際に, いかに分かりやすい説明をするかについて, プロジェクトを立ち上げて成年後見申立てセットを作成したとのことであるが, 大変分かりやすいという感じである。
- 裁判所も, その気になってやれば住民サイドに立った考え方ができるのだなというのが感想である。やればできるのではないかという感じが強くした。プロジェクトチームを作って検討すれば, できることが随分あるという気がした。
- 裁判所ホームページでは, 専門用語が分からないので, 成年後見制度の関係書類のダウンロードページに行くのが大変であった。言葉も一般市民に分かるように変えてもらいたい。このように良いものがあるのであれば, ホームページでは紹介程度を行い, 必要な書類については, 是非裁判所においでくださいというようにしてはどうか。
- 任意後見制度や遺言の書式等についても, 財産処分に関連してくるので, 広く分かりやすいパンフレット等ができればよいと思う。
- 家庭裁判所に対する手続に関する分野については, 分かりやすいツールを作

っていきたいと考えており、申請の際に利用できるタッチパネル式の説明ツール「プリントくん」を前橋家裁本庁に設置した。

- 福祉後見センターは、社会福祉協議会の中に弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の協力を得ながら運営していくという仕組みを立ち上げるというものである。例えば、現在、権利擁護事業を受けている方の親族を中心として、後見人制度のことを説明する等は可能であると思う。同センターは啓発的な仕事とあらかじめ後見人になる人を登録し、後見人が見つからない人に対して紹介するという2本立ての仕事を計画していた。
- 成年後見制度等の県民全体に知ってもらいたい重要なことについては、教育段階でやる必要があるであり、高校、大学等で力を入れて教育することが大切であると思う。裁判所から職員を派遣し、外部講師として説明等を行えば学生の理解も進む。
- 成年後見制度は、利用者が殺到したら裁判所は対応できるのかということが横に置かれたままになっている。民間の組織との連携等をしていかないと、拡大するほど裁判所が行き詰まってしまうのではないか。裁判所の外側と手を組むことによってより充実する制度となると思う。
- 法テラスが4月に発足し、10月から動き出すが、予測では200万件くらい相談がくるだろうと言われている。相当数の職員を配置して割り振り作業を行うことになるが、どういうところに相談に行ったらよいか等の検討の点を含め窓口は全体的に相当手を掛けている。
- 官民の分担という点も堅いが、官民の共同というかコラボレーションのための窓口が制度の前にあると非常に使いやすいし、生きてくる。
- 成年後見制度について、裁判所の関係だけでなく、弁護士会、司法書士会等のトータルの説明があって、選択肢としてこのようなものが選べるという説明の方が分かりやすい。
- これから一人暮らしが増えてくるが、将来について心配がある。どこかにどのようにしたらよいか分かるものがあればよいと漠然と考えており、すぐ役に立つことが分かるような広報が必要である。
- 裁判所も各市町村等の担当者のもとに成年後見制度の説明に行っている。裁判所を含めた社会全体で、独居や介護が必要な人をどうしていくかというこ

とが取り組むべきことであり、裁判所がどういう立場で関与していけるのかということがこの発端である。各市町村に地域包括支援センターが設置され、4月12日に同センターの職員が集まった機会に成年後見制度の説明に行った。これからも連絡を密にし、フットワークよく出向いていきたい。

- 成年後見制度について、知識、経験等情報を一番持っている裁判所が、情報を地域の住民の方々に伝達する責任があると考えており、民間、市町村、弁護士会等との関係を構築しながら発展していかなければならないと考えている。また、マスコミ関係者にも協力いただいて、国民個人のレベルに到達するような広報をしていくことも必要である。
- これまで成年後見制度について知らなかった。介護に携わっている家族にはニーズがあるが、一般の家庭では認知度がまだ低いのではないかと。裁判所がメインとなって周知、広報活動をするだけではなく、県市町村等の自治体を含めて取り組むべきである。さらに、マスコミにおいても周知が必要である。また、デモビデオ等の具体的な映像で見ることが、第一段階として理解が早い。まず、知らせるといふことのためにはそのような物も必要である。
- 認知度が上がって申立てが増えた場合に、制度を悪用されるという懸念もある。そういうものについては、正に適切に審判していく仕組みが必要であると思う。
- 法制度の改正があり、現時点で著しい増加が予想されているが、この状況は立法時から予測できることであり、現場で調整する仕事ではないと思う。ただし、集団申立てはずっと続くのではなく、今回だけの一時的なもので、現在入所している者について処理をすれば、県全体で年間の出入りは20人程度になるのではないかと。法律だけ作って、後は現場に任せているということが問題であったのだと思う。
- 裁判所の成年後見制度における役割が大きいと感じた。集団申立て自体は一時的なものであろうが、申立てで終わりではなく、その後、被後見人が生存中は裁判所の後見監督事務は続く。入院者が相当程度財産を持っているということであれば、監督業務の役割は大きい。件数としては、いったん集団申立てで膨らみ、その増えたものは高原状態が続いて、その後、どこかでまた増えるということが全国的な傾向になりつつある。

- 現有勢力でやっていくのが妥当なのか。特別なことをやるのであるから十分な手当を考えていかなければ成り立たない。現場が努力してやっていけということではないと考えている。
- 裁判所に払うのは、診断書を含めて2万円以下ということかとの質問であるが、その程度である。今回の集団申立ての場合には、病院側の担当医が鑑定しているのがほとんどであり、その費用は5,000円程度で済みそうな感じである。また、所得もなく、地域包括支援センターと連携をとらなければならないという印象の事例もある。
- いろいろな相談機関があるが、他の相談機関は家庭裁判所が持っている知識までに高める必要はない。たくさんの相談機関ができてはいるが、一番低いレベルでは、そのことは聞いたことがある、家庭裁判所で扱っているんだなというレベルの相談機関があったとしても、裁判所に的確につながればよいわけである。裁判所に紹介してくれれば、こちらで受け入れるから、この程度の知識は持ってもらいたいという見極めをしないと研究会で難しいことばかり言っていて分からないと言われることになる。
- 地域包括支援センターの職員等に説明に行った際には、成年後見制度について、すべて分かっていただくというのではなく、このような輪郭だということの説明している。
- 日本司法支援センターの業務の一つに相談業務の振り分けがある。訴え提起の直前というような最後のところまで行うわけではなく、定型的なものについてはコールセンター等で応えるが、相談業務の振り分けを能率的、合理的に行うことを考えているようである。
- 相談では、同じようなレベルのところであらう回しにされるのを嫌がられるが、より専門的なところにつながっていけば納得はできる。たらい回しとならないように全体的な機構を作っていく必要がある。
- NPO団体であれば、社会的善意団体としての的確に仕分けるサービスをし、善意の追跡もしてあげるといようなことができる。とりあえずあそこに行けば、これだけはさばいてくれるというところがあるとよい。
- 前回、成年後見制度利用のあい路として、第三者後見人に対する報酬の負担の問題があるとの話をしたが、実質的に負担が大変というのではなく、それぞ

れの利用者の水準からして高過ぎると言ったりしているということや、弁護士会であると費用が高いという話である。

- 弁護士で成年後見をやっている人は非常に少ない。どちらかという司法書士の方が積極的にやっている。その関連では、家族は一生懸命に介護をしても費用がほとんどないという状況が気になる。
- 親族が後見人になることが多いが、裁判所としては、親族の方が後見人になる場合は無報酬というように決めているわけではない。それなりに報酬はあり得るが、請求されるケースはほとんどない。
- 具体的に考えていきたいのは、社会福祉協議会や市町村長が法人後見を行えないかということであり、福祉後見センターを経由するケースについては、ある程度利用料を軽減していくという制度が行われているようであるが例外的である。一般的にはもっと社会福祉法人、市町村等が法人後見を行っていくという考え方であるが、自分のところでやるのは嫌だと皆敬遠している。
- 従前から市町村申立の成年後見利用の場合には、一定要件の下で経費を支援する、成年後見人に対する報酬も負担する、という基準になっているようであるが、要件が厳しくなっていて要件に当てはまらないと援助が受けられない。この関係では、いろいろな団体で考えていただく必要がある。
- 成年後見制度は、後見、補助、保佐と三つあって分かりにくい。名称として後見人1種、2種、3種の方が良いと思う。また、「成年」というのも分かりにくいので高齢者後見制度の方がよい。
- 一番感じるのは、保護者がどこで成年後見制度等を学ぶかということである。子どもたちに教えることは、将来的にしっかりした大人になると思うし結構なことだと思う。法律や制度等引き出しはいくらあってもいいが、引き出しに手を掛けられるよう、是非、見出しの部分を簡単にしてもらいたい。
- 司法制度改革審議会の意見書でも平易化ということが提言の中に掲げられている。平易化は進んでいるが、各法律分野でまだまだ平易化を進めていく必要があると思う。
- 放送用語も、より分かりやすい言葉を使うよう取り組んでいる。専門家にとっては常識的な用語であっても一般の方から見ると非常に違和感があるというものが少なくない。

- 成年後見制度について、一般に普及していないということであるが、財産等について、知らないがゆえに違法、不当に処分されることにもなり必要性は高いはずである。裁判所の責任は重大であり、更に働き掛けていくことが必要である。

以 上